

4 指 第 2 2 2 号  
令和 4 年 1 月 1 3 日

建設業関係団体の長 様  
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた工事及び業務の  
対応について (依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、これまでから「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (令和 2 年 5 月 1 4 日 (令和 3 年 5 月 1 2 日改訂版))」(以下、ガイドライン)を踏まえた建設現場やオフィス等における感染予防対策の徹底をお願いしているところです。

現在、京都府においては、社会経済活動を継続しながら感染拡大を防止するために、令和 4 年 1 月 1 2 日から「警戒を強化すべきレベル (レベル 2)」に移行しています。

つきましては、改めて下記を踏まえた上でガイドラインを関係者に周知いただくとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

併せて、日常生活においても基本的な感染防止対策を続けていただきますよう、改めてお願いいたします。

#### 記

- 1 元請・下請を問わず、従業員や作業員に対する出勤前の症状の有無の確認
- 2 現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底
- 3 現場でのマスクの着用や手洗いの励行、消毒液 (アルコール等) の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒
- 4 朝礼や安全教育訓練時による作業員等へのガイドラインの説明
- 5 チェックリスト等を利用した現場の再点検

※ ガイドライン (チェックリスト含む) については以下のホームページに掲載

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

※ 京都府の新型コロナウイルス感染症に関連する情報については以下のホームページに掲載

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>

※ 新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応については以下のホームページに掲載

<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>

担 当	指 導 検 査 課 指 導 係
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 2 7